

収蔵文書調査報告書 4

宇治上神社文書

はじめに

宇治橋のやや上流、宇治川のほとりから朝日山のふもとにかけて、あたかも両者をむすぶかのようにふたつの古社がたたずんでいます。川沿いにあるのが宇治神社、山麓の方が宇治上神社です。離宮社あるいは離宮八幡などと総称されてきたことからもうかがえるように、古くは一体のものとして営まれてきました。

両社がはじめて史料にあらわれるのは九〇〇年以上前、平安時代のこと。治暦三年（一〇六七）後冷泉天皇が平等院をおとずれた際「離宮明神」に位を授けたという記事です。天皇をむかえたのは時の関白藤原頼通で、それは平等院阿弥陀堂建立から一四年後のことでした。宇治川の対岸に建立された平等院が、地元住民により守られてきた社を歴史の表舞台に登場させたことがうかがえます。

世がうつり、平等院と藤原氏との関係が薄れていくにつれて、離宮社もふたたび地域の鎮守として地味ながら着実に歩んでいくことになりました。平成六年（一九九四）二月一七日、離宮社の後進である宇治上神社にふたたび脚光があびせられます。一七件の社寺等からなる『古都京都の文化財』のひとつとして平等院とともにユネスコの世界遺産に登録されたのです。すでに当社本殿と拝殿は、現存する最古級の神社建築として明治三五年（一九〇二）に特別保護建造物に、昭和二十七年（一九五二）には文化財保護法により改めて国宝に指定されてはいましたが、観光客でにぎわう宇治川畔の雑踏からは無縁の存在でした。

今回の報告書は、そんな宇治上神社からお預かりしている古文書をとりあげます。建造物ほど古いものは残されていませんが、江戸時代から明治なかばにかけての宇治そして槇島の営みを跡付ける貴重な資料群となっています。本書が、地域の歴史や文化を学ぶ資料としてひろく活用されることを期待しております。

目次

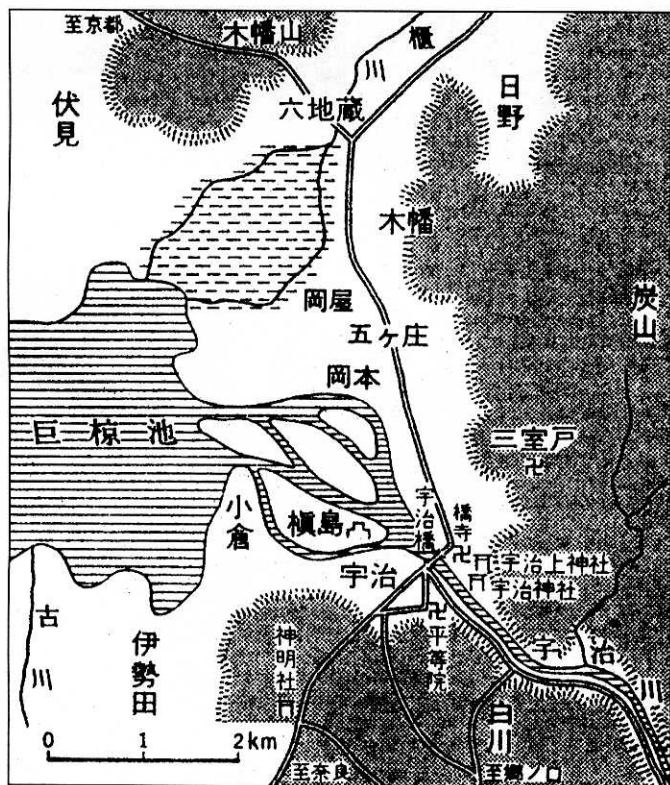
文書の概要 ー江戸時代前期を中心に ー…… 3

近世・近代の地誌・紀行に見る離宮社 …… 26

宇治上神社文書目録 …… 67

凡例

- 一、本書は、当館に収蔵する宇治上神社文書の調査報告書である。
- 一、「文書の概要」の解説部分を坂本博司が、その他のを小嶋正亮が担当した。
- 一、解説中に翻刻紹介した文書には、一部付箋や貼紙による訂正が見られるが、これらの箇所は訂正後の記載を優先させた。△▽内は割注をしめす。



地図1
中世の宇治・檮島周辺

文書の概要―江戸時代前期を中心に―

宇治上神社は、もともと離宮上社と称した。南に接する宇治神社もかつては、離宮下社といった。両者は離宮社と総称されることもあるが、上社は宇治川下流の中州槇島の、下社はその上流の宇治を氏子の圏域とし、それぞれの歩みをつづけ、ともに明治になって社名をあらためた（地図1・2）。

宇治上神社に伝えられた古文書は、目録を通覧してもわかるように、意図的に守り継がれてきたというよりも、むしろ偶然に難をのがれて生き残ったものという印象が強い。このなかから、近世の前半に作成されて当社の概要を知りうる文書を翻刻紹介する。とくに氏子地域との関係を物語るものを中心に見ていこう。ただ、境内絵図については古いものは略図的なものしかないので、天明八年（一七八八）のもの（目録番号二三五、以下同じ）を掲載した。

慶長五年（一六〇〇）正月朔日付の「奉加板之写」（二二九）がある。本文書は修復の記録として作製された板書の写と判断できる。板そのものは「中ノ社」に保管されるというが、それを本殿内部三社の中央と考えてよいか、また、いったいどの社殿の屋根や厨子にかかわる奉加記録なのか、残念ながらわからない。奉加の名簿をみると、白川や大鳳寺の住人にもおよぶので、ここに言う「宇治ノ分」とは、宇治上神社の氏子である槇島村以外を意味するのかもしれない。また、この修復に関して槇島の森姓を名乗る人が正面に押し出されているが、その光重、光政のそれぞれの名は、かつての槇島氏を彷彿させる。さらに「真木嶋長者一ノとね」として神主が列記されるところに、槇

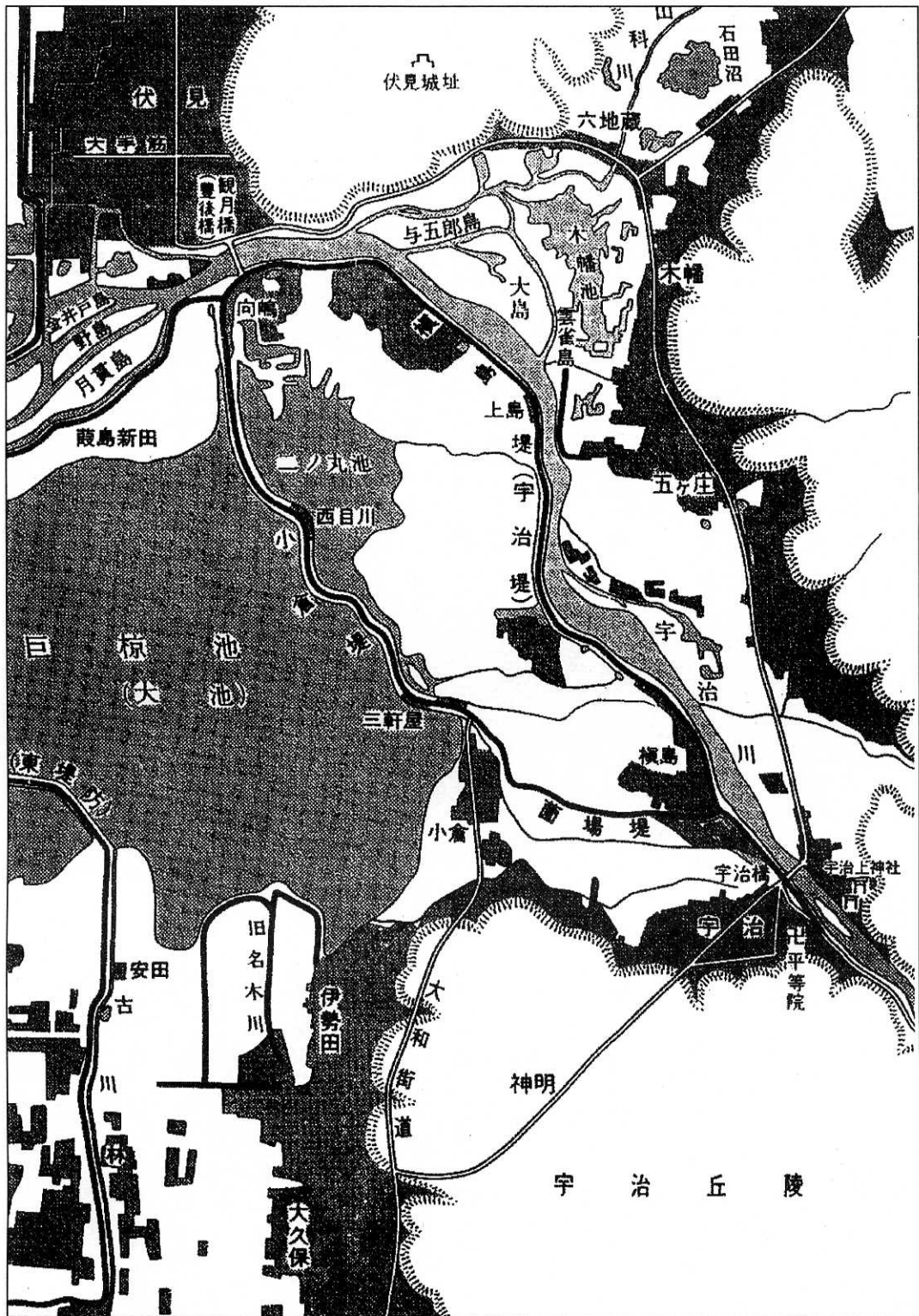
島の長者が近世の初頭まで存続し、鎮守社の上社と深く関わったことを推測させる。多岐にわたり示唆に富む史料ではある。

これにつづくのが、板倉勝重禁制である（一三〇）。慶長十七（一六一二）年十二月、差出人の京都所司代板倉勝重は、徳川家康の腹心で、京都市中はもとより西国支配全般の諸政を司った。まだ世情から不安定要素が一扫されない時期に、こうした禁制の果たした政治的役割は少なくなかったと考えられる。

それから三十年余りの年月を経た正保四年（一六四七）の「離宮上社勸進状」（二三三）に、宮村氏の姓が記される。当時は三代將軍家光の時代、上社の神職にあつた宮村宗吉は、江戸で勸進つまり社殿修復の募金活動を行なったという。旗本が連署した断片文書（八三四）もある。なお、本文書は現神主家の宮村氏に関わるもつとも早い時期の資料でもある。

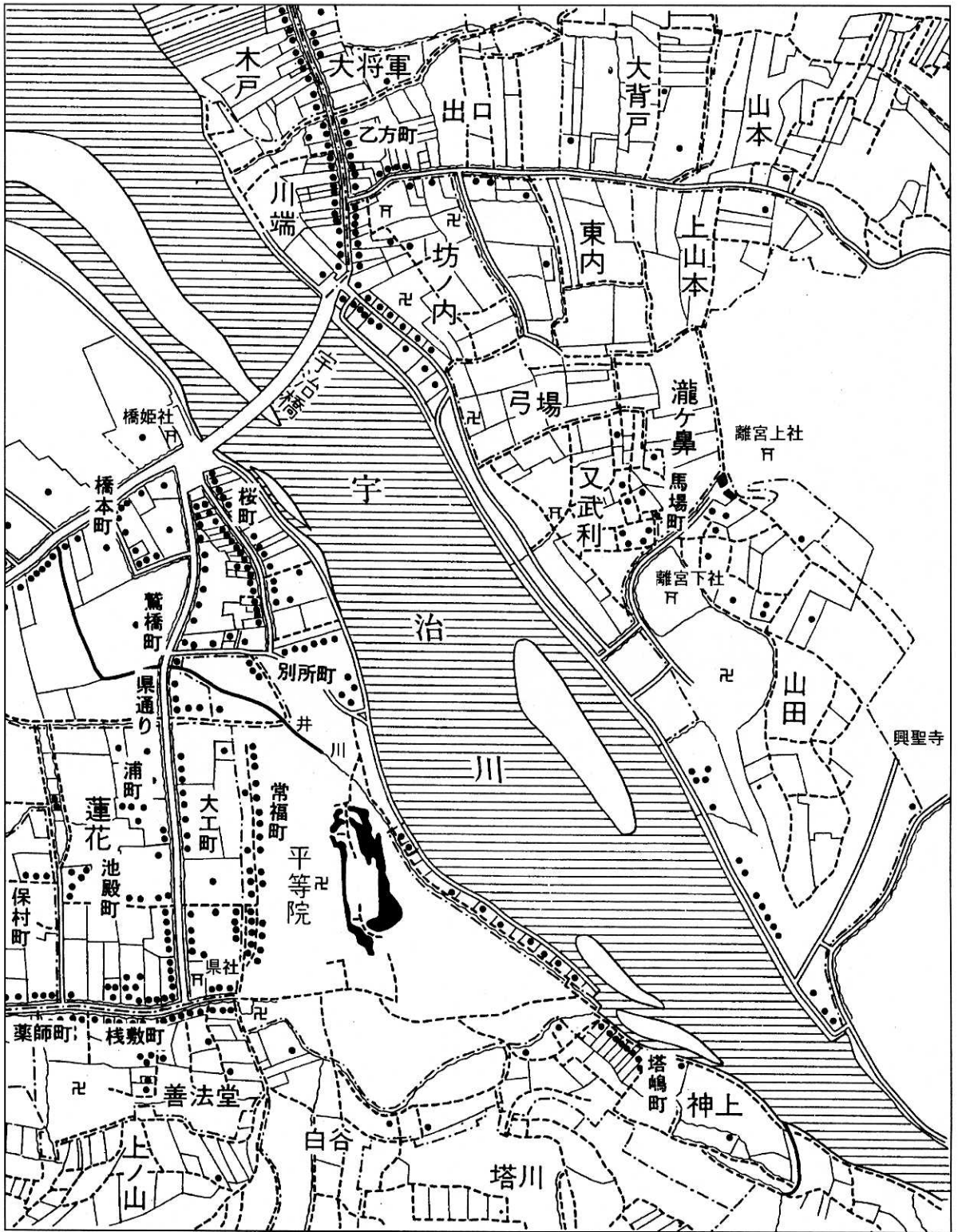
離宮社は、清らかな水が湧き出ることでもよく知られる。今日も、背後の離宮山からの水は絶えることはない。いつのころからか宇治七名水の一つとされ、祭神の一人菟道稚郎子が宮んだ桐原日桁宮にちなんで桐原水と通称される。寛文十年（一六七〇）九月二十五日の年記をもつ約定書（一三八）は、その利水に関するものである。差出人の二人は「長者内」と肩書きするので、下社に仕える人物と思われる。宮水に関して上流上社の優先権を認めている。

当社には、体裁の良い由緒書がない。強いてあげると、延宝六年（一六七八）九月「離宮八幡大宮来由」（一三九）なのだが、内容が乏しいため、同じ日付の宇治神社側から出された由緒書（一四一）の記載も合わせて検討しよう。これらは宇治郷の検地に付帯した、除地認



地図2

近世以降の宇治・横川周辺



地図3

近世中期の離宮社周辺(宇治郷総絵図より)

定のために、来歴などの取調べであった。これによると社地を接し、ともに「離宮」の称を冠し、上社（現宇治上神社）・下社（現宇治神社）として併存するものの、実際の運営の仕方などがすでに当時でも異なっており、それぞれ由来や伝承のとらえ方にも違いのあることがわかる。

下社の神主である長茶（長者）氏と上社の宮村氏から、それぞれ近世の初期の段階に宇治郷の惣代あるいは名主として登場する田辺三郎兵衛に提出されたものの写である。下社は、菟道稚郎子一人を祭神と仰ぎ、かつ対岸の県社についても除地であるとし、またその祭神を藤原頼長とする。すでに、県社は平等院内の最勝院の鎮守社として機能していたはずだが、下社が宇治郷の氏神という立場を貫徹しようとしたためなのか、事情は定かでないが、下社なりの由緒をここに付記することは少し興味深い。

上社の場合は、覆屋の中に内殿三社を祀るために、祭神は自ずと複数になる。ここでは、中央を父の応神天皇、右に兄の仁徳、そして左を菟道稚郎子とする。また菟道稚郎子と並行して藤原忠文の名をあげる。いささか唐突ではあるが、下社の言う県社の藤原頼長といい、この藤原忠文といい、平安時代の宇治に縁の深い人物が持ち出されていることには注目すべきだろう。事の真偽は別にして、人名の背景に地元での何らかの伝承があったことは確かと思われる。

ここで上社は氏子圏について、「菟道」つまり宇治郷を筆頭に槇嶋、三室戸、大鳳寺の四か村とする。下社に対して挑発的な言動のようにも受け取れるが、むしろ旧来から領域の捉え方には、きわめて緩やかな既成事実の積み重ねがあったとも考えられる。社域が重複するよう

に接し、かつ村々の入り組みも顕著なので、各村が近世的な村落として整備されるにもなつて、神社との関係に境界線が描かれていく。そんな状況が経過した可能性も考えられていいように思う。

これと関連して注目できるのが、元禄九年（一六九六）八月廿五日の「口上書」（一五三）である。それまでの経緯はわからないが、少なくとも上社の宮村氏（佐伯ともいう）と下社の長者氏（酒波ともいう）の間で具体的に対立することがあり、それが紛争にまで発展したことは確かであろう。宮村は、控えめながらも氏子圏の境界に関して、ほぼ村境が通念化されている状況のなかで、宇治郷の町場を貫く用水路井川が旧来のそれであると主張する（地図3）。最後にある「上之宮二は真木嶋一ノとねと申長者御座候得共、八九十年以前二絶申候」という槇島長者に関する記事は、前に触れた慶長五年の「奉加板」の内容と符合する。検討に値する項目が少なくないようである。

混乱の收拾に関わつてだろうか、宇治郷代官の上林峯順も調査に乗り出した。上社本殿の内陣を实地検分した、その調査記録が離宮社神体につき留書（一五二）である。おそらく下社でも同様の調査が行われたのだろう。上社では翌元禄十年（一六九七）に比較的大規模な修理が行われている。このたびの紛争もこれの準備が進むなかで生じたものと見られる。

このときのものをはじめ、当社には一〇枚の棟札が残されている（棟札1〜10）。幸いにも大きな災害を免れた離宮上社（宇治上神社）の建造物は、古様を遺す神社建築として世に知られるが、こうした古建築にとつて、屋根の葺替とそれともなう補修・修復工事は、神社と氏子に課せられる宿命的な事業といえる。これらの棟札もまた、槇

島の村人たちが適切な管理を怠らなかつたことを後世に伝える貴重な歴史資料といえよう。

一一九 (離宮社修復につき板書写)

慶長五年(一六〇〇)一月一日

(後筆)

「此板ハ離宮中ノ社ノ下二入テ有」

離宮御上葺、各御為祈禱御奉加之帳次第不同、本願人於真木嶋森勝左衛門

慶長四年七月廿一日下遷宮仕

同九月廿七日上遷宮仕候也

金子老枚 羽柴美作殿御内儀様

老石五斗 三上寿齋公

加次屋角右衛門殿

田辺宗兵衛殿

此外三室大鳳寺氏子中奉加人数御座候

奉加板之写 但宇治ノ分

一老貫文 上林久徳

一老貫文 同 徳順

一老貫文 春松

一老貫文 同 味卜

一老貫文 同 竹庵

白川

一金子老両

尾崎坊

一金子老両

大鳳寺

一拾匁

山上徳為

一拾匁

辻善徳

一五匁

長者宗味

一五匁

今西三右衛門

白川

一式匁

尾崎坊慶春

一老貫文

竹庵子束又一

一五百文

星野

一式百文

御内儀

一きんらんとちやう

白川

一御座

乗林坊

一五貫匁

今西喜春

一五貫匁

酒多道寿

一式匁

白川

一式匁

喜光坊

一式匁

今内円清

一三匁

森田宗兵衛

一三匁

慶春庵

一三百文

中村源五郎

一三百文

寿徳

一式百文

宗円

一式貫文

宗円

一 式百文 九衛門

ミむろ

一 式匁 金藏坊

御上葺同御ずし本願人於

真木嶋森勝右衛門光重判

真木嶋長者一ノとね

神主与七郎

同 左介

同 新十郎

同 孫衛門

慶長五年正月朔日

御大工又四郎介

御上葺之京大工藤左衛門

筆者於真木嶋森源五

光政判

一三〇 禁制 (離宮八幡境内)

慶長一七年 (一六一二) 一二月

禁制 離宮八幡

境内

一 山林竹木伐採之事

一 殺生之事

一 猥放飼牛馬事

右条々堅令停止訖、若於違犯之族者、速可処嚴科旨、依仰下知如件

慶長十七年十二月日

伊賀守源勝重 (花押)

一三二 (社殿再興勸進状)

正保四年 (一六四七) 一月

宮村氏

勸進神掃部頭宗吉敬白

山城の国にて宇治の崇社よなれの宮八幡宮大宮のみあらか井拜殿末社等破損に付て、十方檀那の信施をうけたき再營造宮し奉らむと仰て其状に曰く、夫吾か豊あし原の中津国は、天の瓊矛の滴瀝より成はしまり、十握の劔に邪火をしめし、背の鞞辟の高鞞天の籠弓天のは、箭、皆是日のお、む神の御心として邪神をやらひやり給しより、天のさ霧もはれ多の螢火も消て四の海波しつまり六の合光華あきらかなり、然ハあれと神の代末にくたり人の世本にはしまりて、神徳や、かくれ神力既に曇りて武術ま、おとろへしを伺ひて、夷敵吾朝を犯さむとす、

爰に慈仏悲門に趣き神変自在加持三昧に入て跡を秋津三穂の洲に垂れ八幡大菩薩に降化し、胎内にして神威を三漢に暉し胎外にして武術を一天に振ひ給しより以来、鎮護国家の尊神と仰きならしめ給へり、天津日次の聖帝此を仰て四海の太平を持ち、国津月読の賢臣是を祈て三災の邪賊を退く、誠に夫君臣水船の契りた、しくして仏神本跡威光を益す、時に欽明天王即位三十年庚寅の良辰に至りて、八幡大菩薩神託を降して曰はく

得道以来不動法性 自八正道垂権跡

能得解脱苦衆生放 号八幡大菩薩と云云

然しより以来天照太神八幡大菩薩の両社を崇て日本二所の宗廟と仰き
ならしめ給ふとなり、抑玉城の西南に立ては石清水の社と号して魔旬
結界の開鍵を開ち、玉城の東南を下て八宇治の八幡宮とあらハれ、七
跡を萬方に両し給へり、然に件の御社頭修造時おくれ、金の費は既に
累歳の霜雪に朽落て瑞籬の土に埋れ、玉の御簾八多年の雨露にやつれ
散て広前の塵にまじはる、此時に向て心有武将邪無き弓取誰か是を憐
ミ給はさらむ哉、仰願ハ今宜祢か志願を助成して一紙半文の多少をか
へりみず財施を神前に捧給はん檀越は、弓箭の武命鎮まして永く子々
孫々に伝り領地の増幅勇しくして久しく累々葉々に送り給はん
再拝再拝敬白

正保四年丁亥正月吉祥日

一三八 一札之事(手洗水につき)

寛文一〇年(一六七〇)九月二五日

一札之事

一 離宮上之宮御手洗より下之離宮之御手洗へ水取之事、上ノ宮水入用
之時分ハ取申間敷候、為其仍如件

寛文十年

長茶内

戊九月廿五日

谷井権兵衛(花押)

高田式部(花押)

宮村権太夫殿

中村但馬殿

一四〇 山城国宇治離宮八幡大宮之来由者

延宝六年(一六七八)九月

山城国宇治離宮八幡大宮之来由者

一大宮之本社二有三社、中八咫神天皇、右八仁德天皇、左八菟路稚郎
子也、此尊離難波京、宇治山之麓卜居御、依之此山二垂跡、昌泰年
中依神託、醍醐天皇延喜元年仰山城之国司神殿以下被造營、奉崇離
宮八幡大宮畢、則宇治槇島三室戸太鳳寺四ヶ村之氏神也、末社等如
古来有之

右之通二御座候而往古より社内山内除地二て御座候、証文ハ無御座
候、則別紙二絵図仕候而上ヶ申候、以上

延宝六年戊午九月吉日

宮村掃部允

直吉(印)

宇治惣代

三郎兵衛殿

一四一 (離宮社・県社除地につき届書)

延宝六年(一六七八)九月

一 宇治離宮八幡宮者、応神天皇之王子菟道稚郎子命也、仁徳元年癸酉
五月八日二被奉祝候而、在所中之氏神往古より除地二而御座候、則
別紙二絵図上ヶ申候、延宝六戊午年迄千四百年程二成

一 離宮山之内掃除料之畠者八拾年程以前二開せ、慶長拾六年御檢地二
も除地二而御座候

一 離宮御旅所も往古より除地二而御座候、則別紙二絵図上ヶ申候

一 宇治県大明神悪左府之宮者宇治之左大臣頼長公也、高倉院御宇治承
元年八月朔日左大臣贈位之御事有テ太政大臣正一位県大明神卜被諡

候、往古より除地ニ御座候、則別紙ニ絵図ヲ上ケ申候

延宝六戊午年迄五百年程ニ成

延宝六年

戊午九月

長茶

惣代

三郎兵衛殿

一四七 山城国宇治離宮八幡大宮三社(由緒等)

元禄五年(一六九二)

山城国宇治離宮八幡大宮三社

一中八咫神天皇 右八仁徳天皇 左八菟道稚郎子

此尊、離難波京、宇治山之麓ト居御、依之此山ニ垂跡、昌泰年中依

神託、醍醐天皇延喜元年仰山城之国司、神殿以下被造宮奉崇離宮八

幡大宮畢、則宇治槇島三室戸大鳳寺四ヶ村之氏神也、末社等如古来

有之

延喜元年ヨリ元禄五年壬申迄八百四拾一年ニ成ル

一離宮八幡山 高百式拾間 社鳥居之内境地 東西式十五間半

横百六拾間

南北式十間

一本社 三間二六間

一末社

春日社 卷間二卷間半

住吉社 三尺二四尺

弁才天社 三尺二四尺

石清水社 三尺二四尺

藤原忠文社 三尺四方

地藏堂 式間四方

一拝殿 三間二九間

一御蔵 式間四方

一御手洗 卷間壹尺五寸二卷間半

一馬場筋 式間三十一間

一右社内山内往古より御除地ニ而御座候

以上

右今度京都御改国郡之内此外兼帯之神社仏閣無御座候、已上

元禄五年壬申 社家 宮村掃部頭

宗直

一五二 (離宮社神体につき留書)

元禄九年(一六九六)八月二五日

牛王八若宮殿

右御神体 一尺五寸程 ソクタイ

カンムリヲメシ

御クツ有

中御神体 一尺程 カンムリヲメシ

シヤクヲ御持

ソクタイ

牛王八背離宮

左御神体 一尺八寸程 カンムリヲメシ

ソクタイ